

江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

1 趣旨

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令及び都職員の給与改定に伴う都立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の施行を踏まえ、条例の一部を改正する。

2 改正内容

(1) 介護補償の限度額をそれぞれ次のように引き上げる。

① 常時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の最高限度額

177,950円 → 186,050円

② 随時介護を要する状態にあり実費を支出して介護を受けた日がある場合の最高限度額

88,980円 → 92,980円

(2) 補償基礎額をそれぞれ次のように改める。(別表関係)

① 学校医及び学校歯科医

ア 経験年数5年未満の場合

「8,529円」を「9,060円」に改める。

イ 経験年数5年以上10年未満の場合

「9,909円」を「10,332円」に改める。

ウ 経験年数10年以上15年未満の場合

「12,351円」を「14,175円」に改める。

エ 経験年数15年以上20年未満の場合

「13,575円」を「14,175円」に改める。

オ 経験年数20年以上25年未満の場合

「15,837円」を「16,467円」に改める。

カ 経験年数25年以上の場合

「16,866円」を「17,496円」に改める。

② 学校薬剤師

ア 経験年数5年未満の場合

「7,164円」を「7,629円」に改める。

イ 経験年数5年以上10年未満の場合

「7,932円」を「8,340円」に改める。

ウ 経験年数10年以上15年未満の場合

「9,438円」を「9,873円」に改める。

エ 経験年数15年以上20年未満の場合

「10,701円」を「11,073円」に改める。

オ 経験年数20年以上25年未満の場合

「11,610円」を「11,907円」に改める。

カ 経験年数25年以上の場合

「11,970円」を「12,246円」に改める。

3 新旧対照表

3～5ページのとおり

4 施行期日等

公布の日から施行し、(1)については、令和7年8月1日から適用する。

現行	改正案
<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(介護補償)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>177,950円</u>を超えるときは、<u>177,950円</u>）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>88,980円</u>を超えるときは、<u>88,980円</u>）</p> <p>(4) (略)</p> <p>第13条～第30条 (略)</p>	<p>第1条～第11条 (略)</p> <p>(介護補償)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 介護補償は、月を単位として行うものとし、その額は、1月につき、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護補償に係る障害（障害の程度に変更があった場合は、その月における最初の変更の前の障害。第3号において同じ。）が常時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「常時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>186,050円</u>を超えるときは、<u>186,050円</u>）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 介護補償に係る障害が随時介護を要する程度の障害として教育委員会規則で定めるものに該当する場合（次号において「随時介護を要する場合」という。）において、その月に介護に要する費用を支出して介護を受けた日があるとき（同号に掲げるときを除く。）その月における介護に要する費用として支出された額（その額が<u>92,980円</u>を超えるときは、<u>92,980円</u>）</p> <p>(4) (略)</p> <p>第13条～第30条 (略)</p>

別表 補償基礎額表（第4条関係）

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	$\frac{8}{5} \frac{2}{9}$ 円	$\frac{9}{9} \frac{0}{9}$ 円	$\frac{1}{3} \frac{5}{5} \frac{1}{1}$ 円	$\frac{1}{3} \frac{5}{7} \frac{3}{5}$ 円	$\frac{1}{5} \frac{8}{3} \frac{7}{7}$ 円	$\frac{1}{6} \frac{8}{6} \frac{6}{6}$ 円
学校薬剤師の補償基礎額	$\frac{7}{1} \frac{6}{4}$ 円	$\frac{7}{9} \frac{3}{2}$ 円	$\frac{9}{4} \frac{3}{8}$ 円	$\frac{1}{0} \frac{7}{0} \frac{1}{1}$ 円	$\frac{1}{1} \frac{6}{1} \frac{0}{0}$ 円	$\frac{1}{1} \frac{9}{7} \frac{0}{0}$ 円

備考（略）

別表 補償基礎額表（第4条関係）

医師、歯科医師又は薬剤師としての経験年数	5年未満	5年以上10年未満	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満	25年以上
学校医及び学校歯科医の補償基礎額	$\frac{9}{0} \frac{6}{6} \frac{0}{9}$ 円	$\frac{1}{3} \frac{3}{3} \frac{2}{2}$ 円	$\frac{1}{4} \frac{1}{7} \frac{5}{5}$ 円	$\frac{1}{4} \frac{1}{7} \frac{5}{5}$ 円	$\frac{1}{6} \frac{4}{6} \frac{7}{7}$ 円	$\frac{1}{7} \frac{4}{9} \frac{6}{6}$ 円
学校薬剤師の補償基礎額	$\frac{7}{6} \frac{2}{9}$ 円	$\frac{8}{3} \frac{4}{0}$ 円	$\frac{9}{8} \frac{7}{3}$ 円	$\frac{1}{1} \frac{0}{7} \frac{3}{3}$ 円	$\frac{1}{1} \frac{9}{0} \frac{7}{7}$ 円	$\frac{1}{2} \frac{2}{4} \frac{6}{6}$ 円

備考（略）

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「新条例」という。）第12条第2項第1号及び第3号の規定は、令和7年8月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 新条例別表の規定（次項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）は、令和7年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに適用日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で適用日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じたその他の公務災害補償の補償基礎額については、同表の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 適用日から令和8年3月31日までの期間における新条例別表の規定の適用について

は、同表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項10年以上15年未満の欄中「14, 175円」とあるのは、「12, 951円」とする。

4 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例別表の規定に基づく傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（適用日から施行日の前日までの間に係る分に限る。）並びに同表の規定に基づく休業補償、障害補償一時金、遺族補償一時金及び葬祭補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これらに相当する新条例の規定（前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に基づく公務災害補償の内払とみなす。

5 新条例第12条第2項第1号及び第3号の規定は、令和7年8月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、令和7年8月1日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、これらの規定にかかわらず、なお従前の例による。

6 令和7年8月1日から施行日の前日までの間において、この条例による改正前の江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第12条第2項第1号及び第3号の規定に基づく介護補償（令和7年8月1日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、新条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。